

委員および一般からのご意見

委員からの流域委員会の審議に関する意見、指摘

委員からのご意見、ご指摘はありませんでした

一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘 (2003/2/21 ~ 2003/3/5)

前回の委員会までに 348 件のご意見を掲載しました。それ以降、5 件のご意見が寄せられました。

	発言者 所属等	受取日	内 容
349	野添清霞氏	03/2/21	淀川水系流域委員会についてご意見が寄せられました。 別紙 P.349-1 を参照下さい。
350	社団法人 大阪自然 環境保全協会 理事 新保満子氏	03/2/24	近畿地方整備局、猪名川総合開発工事事務所に緊急要望書が寄せられました。 別紙 P.350-1 を参照下さい。 猪名川総合開発工事事務所からの回答が寄せられました。 別紙 P.350-2 を参照下さい。
351	内藤一夫氏	03/02/28	淀川水系流域委員会についてご意見が寄せられました。 別紙 P.351-1 を参照下さい。
352	佐藤稔氏	03/02/28	淀川水系流域委員会についてご意見が寄せられました。 別紙 P.352-1 を参照下さい。
353	関西のダムと水道 を考える会 野村東洋夫氏	03/03/05	近畿地方整備局に質問書が寄せられました。 別紙 P.353-1 を参照下さい。

日本人は水と安全はタダだと思っている（日本とユダヤ人）と云われて久しく、又最近長野田中知事のいわゆる「ミドリのダム論」が世間、メディアのカッサイを浴びている風潮がありますが。「提言」広告にもそれに応呼 or 迎合するかのとき文言が見受けられます。例：「ダム」「利水」住民の社会的合意が得られた場合に限り建設する云々」etc 水は生命の水です。必ずしも社会的合意が必要でしょうか？私達はアマ素人です。その判断も素人です。専門知識ありません。現在の食料自給率 40%or 経済の停滞を前提にして目先の、ダム不用論、利水は充分は素人にもわかります。しかし委員の皆様はプロ、専門家として、広い、高い、先見性（ダムの完工 9~10 年）をもって自信をもってナビゲーターの役割を果たして下さい。新聞紙上 etc

1. 世界の水がたりない。水の輸出入の取引

2. 各国も水の安全保障、水源の確保に懸命

3. 水をめぐるビジネス、燃料電池、ミネラルウォーターetc

~の記事が散見されますが、住民合意・ダム不用・利水は充分などと本当に私達は安住していいのでしょうか？

以上

2003年2月13日

緊急要望書

国土交通省 様
国土交通省近畿地方整備局 様
猪名川総合開発工事事務所 様

余野川ダム反対連絡会
連絡先 岡・新保

今年1月17日に淀川水系流域委員会が提言された「新たな河川整備をめざして」は、1997年の河川法改正の理念を受けて、旧来の河川行政のあり方を大きく転換させる内容となっており、私たちは高く評価するものです。しかし、この提言を形骸化するような事業の実態が見られますので、国土交通省、国土交通省近畿地方整備局、猪名川総合開発工事事務所に以下の要望をさせていただきます。

緊急要望

余野川ダム事業において現在行っている工事を
即刻中止し、また来年度関連予算を凍結してください

淀川水系流域委員会の提言には「環境劣化が生態系の一部である人間の生存の基盤をも脅かす」という理念に基づき、「4-6 ダムのあり方」では「計画・工事中のものを含め、ダムの建設については次の取扱いとする。ダムは、自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、（以下略）」と明記されています。

しかしながら、余野川ダム事業では現在、2002年度予算において導水トンネル工事と本体工事用の道路工事、現道拡幅工事と仮設調整池防護柵設置工事が行われ、付替市道工事の着手が予定されています（ ）。流域委員会の提言に「原則建設しない」とある以上、整備計画が策定されるまで、現在行われている工事の全てを中止しなければ、この委員会を開催し提言を求めた意味が全くありません。準備期間を含め3年にわたる委員会の議論を無駄にすることは許されるものではありません。

私たち「余野川ダム反対連絡会」は、今年1月25日に開催した学習会において、参加者一同この要望を強く求めることで一致しました。

この要望についての工事中止のお考えを早急にお示し下さい。2月21日までにお返事を頂けますよう要望します。

（ = 箕面市大規模地域整備開発特別委員会 2月17日資料による ）

平成 15 年 2 月 21 日

余野川ダム反対連絡会 様

国土交通省 近畿地方整備局
猪名川総合開発工事事務所

2003 年 2 月 13 日付「緊急要望書」について

現在、今後の河川整備について広く一般の方々からご意見等をお寄せいただいております、それらについて当事務所から質問等にお答えすることとしております。

今回お寄せいただいた要望についても、今後皆様の御意見と一緒に、猪名川総合開発工事事務所のホームページで回答させていただきたいと考えております。

猪名川総合開発工事事務所ホームページ

<http://www.kkr.mlit.go.jp/inaso/index.htm>

淀川水系流域委員会

委員長 芦田 和男様

3月上旬には、京都で世界水フォーラムが開催されます。私は平成3年から日吉の自然環境を守る会を約65名で組織して、京北の「赤石の産廃処理場設置反対」日吉ダム建設反対、にのうみゴルフ場の除草剤散布による水質汚染反対、赤はげの産廃不法投棄反対、上田養豚場の糞尿たれ流し反対、日吉ダム建設に伴う大堰川漁業補償闘争、等巾広い長期にわたる闘争を経験して参りました。又、大堰川の河川環境の調査を通じて生態系の変化を確認することができました。

さらに京都の桂川水フォーラムにも参加し、日吉ダム建設にかかわる問題点について報告してきました。これらの諸闘争のなかで、国土問題研究所の木村先生や川那部先生にもお世話になりました。

私の自宅は日吉ダムの直下流の殿田と云う所に住んでいます。今日までに床上浸水6回、床下浸水10回以上の洪水害をこうもりました。その中でも床上120cmの浸水では大被害を受けました。洪水害の経験で水のおそろしさや、ダムの安全性と下流に及ぼす影響について深い感心を持つようになりました。

水の効用については、飲料水をはじめ家庭用水、農業用水、工業用水、に区分できますが、いづれにしても水は人類と生物にとって絶対的に大切なものです。

即ち水には功罪があると思います。

この自然の水を利用して、大企業や国がお金儲けをしていることは、おかしいと思います。この水の所有権は、その地域を流れる地域住民にあると思います。日本国憲法や地方財政法上でも問題だと思っています。

私は今回の世界水フォーラムに参加し発言したいと思っておりますが、参加できそうにありません。

私はこの水フォーラムがお祭りさわぎに終わるような事があってはいけないと考えています。

どんな課題について討議するのか、どこまで掘り下げていくのかによって評価は違ってくると思いますが、徹底した討論とその適正な集約が大切だと思っています。

ダムの寿命は100年だと専門家が云っています。

大堰川の上流に関西電力天若ダムが昭和28年に完成しました。その後50年を経過した時点でヘドロがダムの容積の50~60%堆積しています。

このヘドロをまぜくって下流に流しているのが現状です。

そのことだけでも改善するため、1年に1回は水をぬいて乾かして、ヘドロを中心に外に搬出して下流に流さないようにすることが実行に移せるかと云うことです。

即ち、1.現状 2.問題点 3.問題点の背景とその本質 4.住民の要求 5.改善対策、以上5点についてを討議し集約して意思統一ができたとしても、改善対策が実行できなくては、先般京都で行われた世界の地球温暖化防止京都会議のように形骸化されてしまつては、会

議の意義もうすれると思います。

長野県の田中知事は脱ダム宣言で有名ですが、その影響が全国の都道府県に及び、さらに淀川水系流域委員会のダムに関する基本方針等が国のダム建設方針を動かす、即ちダム建設抑制は私達市民にとっては喜ばしいことです。

したがって、これらの活動の成果が私達地方の南丹ダム建設中止になって、地域住民は喜んでいきます。

以上、日吉の自然環境を守る会の組織的活動を実践している立場から会を代表し、考えの一端を、今回の世界水フォーラムに反映していただきたくよろしくお願い申し上げます。

高槻に移り住んで 30 年。以来、不思議に思っていることがあります。

枚方大橋付近は右岸左岸とも、防災にも配慮した整備は緑豊かなうえに四季折々の草花も見られる素晴らしい自然空間が広がって、いま更に拡大しつつあります。

穏やかな季節の時はそれで良いとして、意外にも強い春の陽射しや、煮えたぎるような真夏の太陽の下では運動はおろか散歩さえ考えものです。つまり木陰に入りたくても肝心の樹が見当たりません。水はあるものの、運動でもしようものなら脳天がクラクラして、それこそ自殺行為に等しいと言えます。

なぜ今日まで樹木を植えなかったのか、そのことについて地方建設局事務所(枚方)へ問い合わせました。一級河川の淀川には様々な基準があって、樹々がないのも防災機能をも勘案してのことで、それに係る基準(規制)も緩和の方向にあるので、今後は植樹が増してくるだろうとのことでした。そして、河川の氾濫によって河川敷が濁流に曝されたとき、漂流物が樹々に絡みつくことに防災上の問題があると言うのが先方の答えだと理解はしたものの、それだけでは十分に納得できるものではなかった。

そのことによってどのような悪影響が派生するのかは判りませんが、樹々が^{しがらみ}柵となってそれに絡みつくのであれば、人命どころか他の生き物も助かって、そうなるに越したことはないと思うのですが。

ここで、ヨシの保存や流域の生態系維持をも視野に入れて、いま淀川流域一帯が竹林や森林に覆われていると仮定した場合、その広大な地盤がいかに強固なものであるかは火を見るより明らかなのは勿論のこと、庶民はそこを年中憩いの場として活用し、鳥は四季を歌い、筍を始め自然の恵みはさることながら、あれもこれもと夢は無限に広がります。

今日までそうならなかったのが不思議に思えるのです。

堤防を頑丈なものにするのは大いに結構ですが、それに先立ってその基盤となる河川敷の植樹が重要だと考えます。

このたび、ギリシャから届いたオリーブの苗木 150 本は小泉総理も一枚噛んでの寄贈で、産廃の不法投棄で名を馳せた香川県の豊島に植樹された。時の弁護団長である中坊公平さんと建築家の安藤忠雄さんは、瀬戸内海の沿岸や島々をオリーブで埋め尽くそうと百万本の植樹を目指しています。海と川の違いはあるものの、どちらも大規模で気の長い話ですが、この際オリーブやマングローブでなくてもいい。日本の風土に合った広葉樹や針葉樹あるいは竹でいいのです。そして防災と環境を兼ね備えた豊かな森を私が生きている内に見たいものです。勿論、子供達にも見せてやり伝えていきたいのです。

*

生態系の悪化は水質汚濁に因るものやブラックバスなどの水中事情だけでなく、地上の植物だって尋常ではない。背高泡立ち草などの異常繁殖は衰えることなく実勢範囲を着実に拡大して、日本古来の可憐な草花は片隅へ追い遣られてやがては姿を消す。秋になっ

て辺り一帯を彩る黄の花が鮮やかに映っても、菜の花畑は年に一度の春だけで結構。このままいけば水の中も外も、いずれ外来種に占拠されてしまいそうな勢いです。

以前、キャンプを目的に何度か琵琶湖へ行きました。その度にあっちへ行きこっちへ行き、湖に注ぐ支流や疎水が汚くて、なかなか定着できなかった辛い思い出があります。

開発は山肌を削り、自然林を奪った。

現代社会は利便追及のあまり、処理剤・洗剤・農薬などで川・湖・海を汚してしまった。それが目に余ってくると時すでに遅く、治水がどうの湖沼がどうのと言っては河川や下水道整備を手掛ける。それも活力ある地域を優先的に進めた。湖に注ぐ水路を見れば判るように、そうしたところで水質は改善されるはずがない。

自然浄化にも限度があり、限界を超えてくると悪臭をも放つ。周辺にばかりいくらお金をかけても、根源(上流域)が手付かずや御座なりではいつまで経っても完全とは言えず、水の澄むヒマさえない。同じやるならもっと徹底して欲しいものです。人の住む山の麓や頂までは無理としても、その地域の環境に適した処理策があるはず。

いくら下々を突付いてもダメです。水は低きに流れることから、家庭の掃除と同じように上から下へが基本です。

行政の在り方や予算の関係はあるものの、長期的視野に立てば結果は必ずプラスになる。こんな解りきったことがなぜ今日もできないのか判然としないのです。

治水や環境整備にはもっと根源的なところに目を向けなければ、堂々巡りの可能性が大了。この不況下に仕事が増えて好都合かも知れないが、最近の世の風潮として、やっていることは税金のムダ使いだと突き上げられて批判的になり兼ねません。

「自然は自然が...」「川は川が...」と言う自然の摂理を曲げてしまったのは他ならぬ人間なのです。そういった自然の治癒力を解っていないながら、行政サイドは産業繁栄、消費拡大を旗印に、多少の逸脱や過失を見過ごしてきたそのツケは余りに大きいがために今もって不況を引きずり、それに並行して破壊された自然環境も果てしなく尾をひいている。

田、川、海岸と、どこもかしこもコンクリートで固めればよいと言うものでもない。一度失った自然は百年やそこらでは取り戻せない。安心して食べられる米をひと握りでも多く作ろうとするのが人間、一方ひと握りの化学物質(薬剤)や放射性物質で破壊を目論むのも人間。殊に後者に関してはいかに課せられた使命とはいえ、そのことを良く解っていないながら事の善悪に拘らず目標に向かって邁進するから、人間というのは実に始末が悪くて恐ろしくもある。だからといって前者は整備計画の全てに協力的であるとは限らない。

この相反する目的や考え方をもった分子をいかに納得させ融和させるかが当面の課題となって、当然のこととして双方の間には摩擦が生じる。そこで当事者を挟んだ三者間の調停が始まり、悶着のすえ双方の意を汲んで実行してきたのが今までの計画推進策であったように思うのです。全てとは言わないまでも、今日までの様々な結果を見る限りに於いて、ムダになったもの、中止になったもの、或いは取り返しのつかなくなったものなど、アトの祭りを思わせるのも少なくないように思います。

日本の労働賃金の 1/20 とも言われる中国の賃金に限りなく近づけようとする原点への回帰的構想もあるようです。これからはこの構想の下に、いちど原点に戻るくらいの積りで、大きく遠回りしてでも良いものは良いとして、淀川水系の整備構想を練っていただきたいのです。少しの妥協が、ややもすれば大きな妥協に成長し兼ねない。それも景気停滞の続く今の不況下であれば、計画実行は一層スムーズなものになるのではないかと思います。

近畿の水ガメである琵琶湖の流れを汲み、流域を潤す関西の大動脈としての淀川を世界に誇れる美しくも情緒あふれる河にしたいものです。

私は学者でもなければ有識者でもありませんので誤った意見を述べたかも知れません。当然、反論や忠告があるものと覚悟しております。その点を是非お示し願えたらと思っております。

以上

近畿地方整備局殿

平成15年3月5日
「関西のダムと水道を考える会」
(代表)野村東洋夫

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」
についての質問

「質問1」 (「利水」(p.22)の水利権の見直し、用途転用について)

“水利権を見直し、用途間転用等の水利用の合理化に努める”とし、三つの工業用水道を上げていますが、淀川水系で最大の水利権余剰は大阪市の上水道ですから、これの水利権見直しも必要と思います。整備局の見解をお聞かせ下さい。

「質問2」 (「利水」(p.22)の湧水について)

このページの複数の個所において「湧水の頻発」が謳われ、具体的に室生ダム、日吉ダム、一庫ダムの湧水調整が強調されています。また、整備局が平成14年2月1日の淀川水系流域委員会に提出された資料「淀川水系 利水の現状と課題」においても、淀川水系における“壊滅的な湧水被害”が強調されています。しかし私達は、少なくとも琵琶湖～宇治川～淀川のいわゆる「淀川本川」について見る限りは、水資源開発公団の「淀川水系平成6年湧水記録」に謳われているように「琵琶湖総合開発」の効果が顕著に表れて来つつあり、「湧水の頻発」は当たらないと考えます。整備局の見解をお聞かせ下さい。

「質問3」 (「ダム」(p.27)丹生ダムについて)

この第2項に“琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響を軽減するための容量の確保を検討する”とありますが、

「丹生ダム」計画には当初から「異常湧水時の緊急水補給」という目的が設定されており、これに4050万トンという大きな貯水池容量が割当てられていますが、これを琵琶湖面積で割ると僅か6cmにしかありません。平成6年の大湧水時には琵琶湖水位はマイナス123cmまで下がりましたし、去年の夏も90cm以上のマイナスを記録していますから、僅か6cmでは殆んど無意味であり、むしろダムを造ることにより生じる北湖の恒常的な水質悪化や水温攪乱などが生態系に及ぼす悪影響の方が遥かに深刻となるであろうことは、流域委員会で複数の委員から指摘されている所です。それとも逆に、このダムの有効貯水池容量1億4300万トン全てをこれに当てることにするのでしょうか?その場合でも水位上昇効果は単純計算でも21cmにしかありませんし、この場合はダム湖流

入水の貯留時間が大幅に延びるため、ダムからの放流水の水質悪化は更に激しいものとなるでしょう。整備局の見解をお聞かせ下さい。

「質問4」 （「ダム」(p.27)丹生ダムについて）

そもそも、「琵琶湖水位の低下による生態系への影響」と「琵琶湖総合開発」の理念とは矛盾します。同開発計画は淀川下流域の水利用のため、毎秒40トンの水資源開発を主要な目的とし、そのために琵琶湖の「利用水位」をマイナス150cm、「補償水位」をマイナス200cmと設定して、20年余の歳月と2兆円の巨費を投じて行ったのですから、「琵琶湖の生態系」を強調することは、この「世紀の大事業」を否定することに繋がります。整備局の見解をお聞かせ下さい。

「質問5」 （「ダム」(p.27)丹生ダムについて）

この第3項に“利水について、水需要を精査、確認する”とあります。私達はこのダムの水資源開発に参画している三つの事業者(大阪府営水道、京都府営水道、阪神水道企業団)はいずれも、現在も将来も水余りであり、このダムからの新規水利権を必要としていないことを流域委員会に訴えて来ましたが、これについての整備局の見解をお聞かせ下さい。

「質問6」 （「ダム」(p.27)余野川ダムについて）

この第2項に“利水について、水需要を精査、確認する”とあります。このダムの水資源開発には当初、阪神水道企業団と箕面市の二つの事業者が参画していましたが、箕面市は撤退を決め、現在は阪神水道企業団のみが残っています。しかし私達はこの企業団についても、現在・将来共に水余りであり、このダムからの新規利水を必要としていないことを流域委員会に訴えて来ましたが、これについての整備局の見解をお聞かせ下さい。

以上の質問に対して文書にて回答願います。

[参考資料]

- 1) 第4回委員会水需要管理(H14.8.19)資料3-1 1) 大阪市の過剰な水利権
- 2) 意見書(平成14年8月5日)「大阪市の過剰な水利権」
- 3) 淀川水系流域委員会「修正素案021113版」についての意見
- 4) 第9回委員会(H14.3.30)資料1補足2-1「丹生ダムと湯水シミュレーション」

- 5) 意見書(01,8,18)淀川水系流域委員会及び同琵琶湖部会への要望」
- 6) 第9回琵琶湖部会(H14.1.24)資料2「丹生ダムの二つの問題点」
- 7) 意見書(平成14年12月25日)「京都府営水道の過大な水資源開発」
- 8) 意見書(2002年9月10日)「「阪神水道」と4市(神戸、尼崎、西宮、芦屋)の水余り」
- 9) 意見書(平成14年12月25日)近畿地方整備局「説明資料(第1稿)」についての意見(丹生ダム)

(以上)